

平成26年度 第12回千葉市障害者介護給付判定審査会若葉区審査部会議事録

1 日 時 平成27年3月16日(月)午後7時30分～午後8時10分

2 場 所 若葉保健福祉センター ボランティア活動室1

3 出席者 (委員)

木村章委員、松山委員、長谷川委員、和田委員 計4人

(事務局)

若葉保健福祉センター高齢障害支援課 田島係長、丹下主任主事、石川主任主事、計3人

4 議 題

(1) 支援区分の審査判定について(33件)

(2) 非定型支給決定について(1件)

(3) 標準利用期間を超える支給決定について(2件)

5 議事の概要

(1) 障害支援区分の審査判定結果について

① 一次判定について

ア 一次判定を修正しなかったもの 33件

イ 一次判定を修正したが、一次判定結果に変化がなかったもの 0件

ウ 一次判定を修正し、一次判定結果に変化があったもの 0件

② 二次判定について

ア 二次判定を変更しなかったもの 33件

イ 二次判定を変更したもの 0件

③ その他

ア 判定結果の有効期間を3か月以上3年未満に変更することが
適当であるとしたもの 7件

イ 判定結果が非該当となったが、訓練等給付等のサービス利用
が適当との意見を付したもの 0件

(2) 非定型支給決定の意見聴取結果について

ア 支給決定案を修正しなかったもの 1件

イ 支給決定案を修正したもの 0件

ウ 12.5%を超える支給決定は不要と判断したもの 0件

(3) 標準利用期間を超える支給決定の意見聴取結果について

ア 支給決定案を修正しなかったもの 2件

イ 支給決定案を修正したもの 0件

ウ 12.5%を超える支給決定は不要と判断したもの 0件

(2) その他

次回の審査部会の開催は、平成27年4月20日(月)と決定した。

6 会議経過

○障害程度区分の審査判定結果

事案1～33について検討の結果、一次判定、二次判定共に修正なく一次判定結果どおりとした。

○有効期間

身体上又は精神上の障害の程度が変動しやすい状態にあると考えられるため、判定結果の有効期間を次のとおり3か月以上3年未満とした。

事案	有効期間（月）
7	12
12	12
17	12
18	12
24	12
29	12
30	12

議事録承認者
